

別紙

自社処分等についての課税免除等の有無

(平成 16 年 6 月 24 日現在)

	自社処分等についての課税免除等の有無	条 文	制度導入の考え方
①三重県	無(排出時点で課税)		
②鳥取県	有(自社処分、下水道汚泥)	<p>(納税義務者等)</p> <p>第5条 産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(次に掲げる搬入を除く。)に対し、中間処理産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下この条において「未処理産業廃棄物」という。)にあっては事業活動に伴って当該搬入に係る未処理産業廃棄物を生じさせた者(以下この条において「排出者」という。)に、中間処理産業廃棄物にあっては産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした者(以下「中間処理者」という。)に課する。</p> <p>(1) 中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものを除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入</p> <p>(2) 排出者が自ら生じさせた未処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入 (課税免除)</p> <p>第6条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物処分場税を課さない。</p> <p>(1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びにこれらを処理した後のもの並びに当該汚泥の焼却施設において発生するばいじん</p>	<p>(自社処分)排出事業者が、排出事業者責任を自分の経費と責任で全うしており、そういったケースにおいてまで課税対象とするのは適当ではないため</p> <p>(下水道汚泥)事業活動に伴って生じる廃棄物とは性格が異なるため</p>
③岡山県	無		県土に負荷を与える行為には変わりはないため
④広島県	有(自社処分)	<p>(課税免除)</p> <p>第四条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物埋立税を課さない。</p> <p>一 産業廃棄物を排出した事業者が当該産業廃棄物を自らが有する最終処分場において最終処分するための搬入。ただし、他の者から搬入された産業廃棄物を処分して中間処理産業廃棄物を排出した事業者が当該中間処理産業廃棄物を自らが有する最終処分場において最終処分するための搬入を除く。</p>	多額の施設整備費を負担して自己責任において処分しているため
⑤北九州市	無		税の基本原則である税負担の公平性や税の簡素化の阻害要因になることや産業廃棄物の減量化・リサイクル化の促進に反するため
⑥岩手県	無		自己の最終処分場への搬入と委託による最終処分場への搬入は、いずれの場合も環境負荷は同じであるため

⑦青森県	有(工業用水汚泥)	<p>(納税義務者等)</p> <p>第三条 産業廃棄物税は、最終処分業者への産業廃棄物(中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。)を含む。次項において同じ。)の最終処分の委託があった場合における最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その委託をした者に課する。</p> <p>2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。)を含む。)が自らその産業廃棄物(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第二項に規定する工業用水で規則で定めるものを自ら工業の用に供したことに伴って生じた汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物を除く。)の最終処分を行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その最終処分を行う者に課する。</p>	<p>県公営企業局から取水している工業用水には、公営企業局で除去しきれない泥が発生しており、量が多くすべてを有効活用することは困難であるため</p>
⑧秋田県	有(軽減税率)	<p>(税率)第五条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。2 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項第二号に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第十三項に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき二百五十円とする。</p>	<p>①能代火力発電所から排出される石炭灰は、旧通産省から指定副産物の指定を受けており、公有水面の埋立に有効活用されている。②石炭灰を利用して埋め立てたあとの土地は県有地になるという取り決めがあり、公益性が認められる。を考慮したため</p>
⑨滋賀県	無(排出時点で課税)		
⑩奈良県	無		<p>産業廃棄物の排出抑制、減量等を推進し、循環型社会の形成を目指すという本税の目的、並びに排出者責任の観点から、自社処分の場合等において課税免除の取扱いは適当でないため</p>
⑪山口県	有(自社処分)	<p>(課税免除)</p> <p>第五条 課税対象産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場(当該課税対象産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合には、当該課税対象産業廃棄物が中間処理業者によって処分される前の産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場を含む。)への当該課税対象産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。ただし、中間処理業者の有する最終処分場への課税対象産業廃棄物の搬入のうち、中間処理産業廃棄物であって当該中間処理業者が他の者の委託を受けて処分したものの搬入については、この限りでない。</p>	<p>自社処分は、自らの責任と負担により最終処分場を設置して処分するもので、排出者責任の点で望ましい処理形態であり、また、残余容量が逼迫している最終処分場への影響を軽減しているため</p>
⑫新潟県	無		<p>自社処分でも委託処分でも、埋立処分が環境に与える負荷という面では同じであり、どちらも、法規制を遵守して適正処理を行う必要がある。委託処分の場合でも処分業者に対して適正な処理料金を支払って適正な処理を委託する限り、(自己の経費負担で処理施設を設けて処理している)自社処分と区別する必要はないため</p>

⑬宮城県	無		排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する自社処分及び下水道汚泥、上水汚泥等の公共関係の最終処分の場合についても、税の公平性の観点や発生抑制・リサイクルの促進を図るため
⑭京都府	無		産業廃棄物の排出抑制等を目的とし、府内の産業廃棄物最終処分場に搬入されるすべての産業廃棄物に対し公平に税の負担を行ってもらうため
⑮島根県	無		自社処分される産業廃棄物の量は、全体量の6割に達しており、これを除外しては十分な環境対策を行うことができないことや、税金を使って行うリサイクル技術開発等の恩恵は自社処分を行う事業者にも及ぶため
⑯長崎県	無		課税の対象となる産業廃棄物は、自治体の公共下水道に係る汚泥も含め、原則的には、あらゆる事業者が排出する産業廃棄物が対象となるべきであるとする意見が大半を占めた。